

告示

埼玉県告示第六百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーコットショッピングセンター 飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

周辺が通学路となっているため、周辺道路を徐行していただけるよう、駐車場等に注意喚起の掲示をしていただきたいと思います。

二 縦覧期間

令和三年五月十一日から令和三年六月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター